

公益社団法人

'26 | 01 212号

昭和法人会 会報



写真／森吉山(秋田県)
撮影／秋田県 成田 了一氏

【主な記事】

- 年頭のご挨拶 (P1~4)
- 納税表彰 (P5~6)
- 署長講演「査察と社会の変化から税を考える」 (P7~9)
- 第10回税に関する絵はがきコンクール (P10~11)

公益社団法人 昭和法人会 事務局
昭和区広見町1-13-4 大栄ビル1階
TEL (052) 882-9677 FAX (052) 882-7798
令和8年1月20日発行

【写真の説明】

[表紙(表)] 写真／森吉山(秋田県)
日本三大樹氷で知られる森吉山
着氷した若い木が冬の空に映えます

[表紙(裏)] 写真／鹿角市(秋田県)
熊対策の自衛隊が一番乗りした町
熊が冬眠する季節到来ありがとうございます
心なしか雪の玉ボケが輝きを増しています



鹿角市(秋田県)
撮影／秋田県 成田 了一氏

CONTENTS

1～4	年頭のご挨拶
5～6	納税表彰
7～9	署長講演「査察と社会の変化から税を考える」 昭和税務署長 小川 洋明氏
10～11	第10回税に関する絵はがきコンクール
12～13	中学生の「税についての作文」
14～15	青年部会コーナー
16～17	女性部会コーナー
18	行動する法人会
19	法人会全国大会<高知大会>
20～23	令和8年度税制改正に関する提言
24～26	市内9法人会合同講演会／大規模法人合同研修会／市内ブロック連絡協議会講演会 年末調整税務研修会／やさしい法人税セミナー／東海3県横断税務広報
27	社会貢献活動「地域住民まつり」
28～33	税務署だより
34～35	県税広報
36～37	市税広報
38～41	新年誌上名刺交換
42～43	インターネットセミナーのご案内／申告と納税は「e-Tax」で 法人会アンケート調査システムへ新規登録を
44	当面の行事予定／編集後記



公益社団法人 昭和法人会 会長
日本ガイシ株式会社
取締役専務執行役員

神 藤 英 明

皆様、あけましておめでとうございます。
令和8年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶
を申し上げます。

会員の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、日頃から昭和法人会の活動に対しまして、格別の御理解と御支援を賜り心から御礼申し上げます。

また、役員の皆様には、それぞれ社業で御多用の中、昭和法人会の活動を支えていただいており深甚より感謝申し上げます。

さて、昭和法人会は、公益社団法人として、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。」ことを基本理念として、納税意識の高揚や税知識の普及を目的とした事業、並びに、地域社会への貢献を目的とした事業に、役員の皆様をはじめ会員の皆様とともに幅広い活動を一層推進し、積極的な情報発信をしてまいりたいと考えております。公益事業の推進に軸足を置き活動するスタンスを変えることなく事業展開していくことで、公益法人として社会的責任も果たすことができると考えております。

世界に目を転じますと、ロシア・ウクライナ問題や中東情勢などにより、まだまだ落ち着いていないところです。また、国内では、昨年10月に高市早苗氏が初の女性総理大臣として就任し、新たな安定した政局を期待するところですが、物価の高騰や円安が続いている、皆様の生活及び人件費等

に大きく影響を与え、企業活動にも大きく影響を及ぼしているのではないかと思います。

経営自体が不透明で難しい時代であり、また、私たち企業経営者を取り巻く環境も、大変厳しい時期を迎えておりますが、何とか乗り越えるためにも、皆様がいろいろな知恵を絞って、そして、情報共有をして乗り越えていきたいですし、何よりも会員の皆様の健康と安全、企業の御繁栄を心からお祈りする次第であります。

また、新たに起業された方々にも、当会にご入会いただき会員の和を拡げ、地域を代表する経営者の団体として、会員の皆様のみならず多くの経営者の声やニーズを的確に捉え、皆様のお知恵を拝借しつつ、国・県・市町の税務御当局の御指導を仰ぎながら、従来にも増して企業経営と社会の発展に貢献する活動を推進してまいりたいと考えております。

会員の皆様には、当会の事業運営に対しまして、今までにも増して御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、迎えました新たな年が幸多き一年になりますよう、会員の皆様の御健勝と各企業の御繁栄を心から祈念いたしますとともに、関係御当局・諸団体の皆様の変わらぬ御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



名古屋国税局 課税第二部長

嶋 橋 和 夫

令和8年の年頭に当たり、公益社団法人昭和法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益社団法人昭和法人会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」といった税の啓発活動のほか、地域社会への貢献活動を実施していただいております。

私どもにとりましても、皆様のこうした活動は、大変心強いものであり、神藤会長をはじめ、役員の皆様並びに会員の皆様の日頃の御尽力に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

昨年は、食料品をはじめとする様々な物価上昇への対応やアメリカとの関税交渉など、国内外の経済情勢に大きな関心が寄せられた一年でしたが、大阪・関西万博の開催や日経平均株価が史上最高値を更新するなど、国内経済に明るい動きも見られました。

このような中、新しく迎える年が、会員の皆様にとって充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、公益社団法人昭和法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

私どもいたしましては、本年も引き続き、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすために、グローバル化やデジタル化の進展等の経済社会の変化に柔軟に対応し、様々な課題に的確に対応していくことが重要であると考えております。

国税庁が推進する「税務行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）」を更に前に進めるために、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」に取り組むとともに、法人会をはじめとする関係民間団体の皆様や関係省庁とも連携を図りながら、「事業者のデジタル化促進」にも取り組み、社会全体のDX推進に貢献してまいりたいと考えております。

特に、源泉所得税に係るキャッシュレス納付の利用拡大に引き続き努めてまいりますので、法人会の皆様には、キャッシュレス納付の御利用のほか、周知・広報に御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本年も、法人会の皆様と十分に意思疎通を図りながら、信頼関係をより深いものとし、これらの取組を進めてまいりたいと考えておりますので、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人昭和法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



謹賀新年

令和八年 正月

昭和法人会のますますのご発展と
会員皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます
本年もよろしくお願ひ申し上げます



昭和税務署

署長

小川 洋明

筆頭副署長

小原 真也

法人課税
第一統括官

大場 徹也



小原 真也

小川 洋明

大場 徹也



愛知県名古屋南部県税事務所長

楠原 則彦

明けましておめでとうございます。

令和8年の年頭に当たり、公益社団法人昭和法人会の会員の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃から愛知県の税務行政を始めとする県政の円滑な推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益社団法人昭和法人会におかれましては、税知識の普及や納税意識の高揚に努められ、各種税務研修会を開催されるほか、租税教育活動として租税教室への講師派遣、また、社会貢献事業として講演会等の開催などに御尽力いただいておりますことに対して、心から敬意を表する次第であります。

本県では、昨年7月に、「IGアリーナ」がついにグランドオープンし、「ジブリパーク」が開園から3年を、「STATION Ai」がグランドオープンから1周年を迎えたほか、「TechGALA Japan 2025」、「愛・地球博20祭」、国際芸術祭「あいち2025」を開催するなど、国内外から多くの人が愛知を訪れ、賑わいと笑顔に溢れた1年となりました。

そして、今年は、9月に「第20回アジア競技大会」が、10月には「第5回アジアパラ競技大会」が、いよいよ開幕を迎えます。

県民の皆様と一緒に、両大会を大いに盛り上げ、愛知を更に元気にしてまいりたいと思いますので、一層の御支援をよろしくお願い申し上げます。

これらのプロジェクトを着実に進め、ここ愛知から、日本の成長を牽引していくとともに、引き続き、すべての人が輝き、未来へ輝く「進化する愛

知」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

一方、依然として財政状況が厳しい中、こうした施策を着実に推進するためには、財政の根幹をなす税収入の確保が極めて重要でありますから、私ども税に携わる者としては、「適正かつ公平な税務行政の推進」と「信頼される税務行政の確立」に向けて誠実に努めてまいります。

また、納税者の視点から納税環境の整備を進めていくことが重要と考えております。法人県民税・事業税などの申告・納税手続については、eLTAXを活用していただくことにより、複数の地方団体に一括して電子納税を行っていただくことができます。加えて、eL-QR（地方税統一コード）を利用することにより、納税者の皆様の納付に対する利便性の向上も図っておりますので、会員の皆様には、今後ともなお一層の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人昭和法人会の益々の御発展と、この新しい年が会員の皆様にとりまして幸多き年でありますことを心から祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



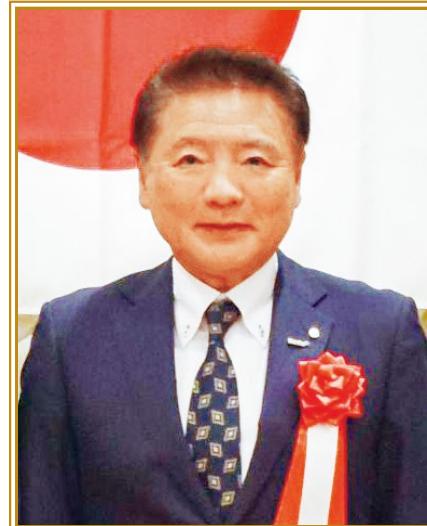
令和7年度

納 稅 表 彰

(昭和法人会関係、敬称略、五十音順)

●令和7年10月31日(金) KKRホテル名古屋

名古屋国税局長表彰



相羽康人
アイチオート用品(株)
桜山支部
(公社)昭和法人会
副会長

●令和7年11月10日(月) 熱田神宮会館

昭和税務署長表彰



石井元博

東海イーシー(株)
萩山支部
(公社)昭和法人会
常任理事



江場大二

(株)エバ
南天白支部
(公社)昭和法人会
理事

令和7年度

納 稅 表 彰

(昭和法人会関係、敬称略、五十音順)

●令和7年11月10日(月) 热田神宫会馆

昭和税務署長表彰



大久保 友嗣

(株)大久保工務店

北山支部

(公社)昭和法人会
理事



川村 貴子

(株)大栄商会

桜山支部

(公社)昭和法人会
常任理事 (女性部会長)

●令和7年11月10日(月) 热田神宫会馆

昭和税務推進協議会長表彰



饭 岛 大 辅

(株)饭岛产业

津贺田支部

(公社)昭和法人会
常任理事



伊势村 雄吾

千代田合成(株)

津贺田支部

(公社)昭和法人会
理事



奥 村 宜 之

炉材商事(株)

津贺田支部

(公社)昭和法人会
理事



神 藤 英 明

日本ガイシ(株)

瑞穂ヶ丘支部

(公社)昭和法人会
会長

『査察と社会の変化から税を考える』



講師／昭和税務署長 小川 洋明 氏

●日時／令和7年11月14日(金)

●会場／メルパルク名古屋

【はじめに】

昭和税務署長の小川です。昭和法人会の皆様には、平素から税務行政に対する深い御理解と格別の御協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。本日は「令和7年度 税務署長講演会」として、皆様にお話をさせていただきます。大変光栄なことと思っております。

講演のテーマは、「査察と社会の変化から税を考える」ということでお話しさせていただきます。近年デジタル化が急速に進み、経済活動の形も大きく様変わりしてきています。こうした時代の流れの中で、税の公平性をどのように守っていくのか、また、それに対して査察という制度がどういう役割を果たしているのか、社会の変化に対して国税組織はどうのに対応しているのかについてお話しさせていただきます。

【自己紹介】

最初に、少し自己紹介をさせていただきます。私は昭和63年4月に国税に入庁しまして、平成、令和と時代をまたいで税務行政に携わってまいりました。主に法人税の調査を担当する部署に勤務してきましたが、直近6年のうち、5年間は査察部で仕事をしてきました。そこで、今回は、最近の査察の状況をできるだけ詳しくお話しさせていただこうと、このテーマに決めました。査察部の仕事は国税組織の中でも特殊ですし、皆様に直接関わることはないと想いますが、是非、最近の査察についてお聞きいただきたいと思います。

お話しする内容としましては、「査察制度の概要」、「査察と社会の変化」、「査察調査の取組状況」、最後に「皆様へのお願い」という流れでお話しさせていただきます。

【税を考える週間】

本題に入る前に、「税を考える週間」について少し触れさせていただきます。

国税庁では、毎年11月11日から17日までの一週間を「税を考える週間」として、この期間を中心とした様々な広報活動や、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としております。目的といたしましては、国民の皆様に自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために、税の意義や役割について能動的に考えていただき、税務行政に対する知識や理解を深めていただくこととしています。

今年の「税を考える週間」では、「これから社会に向かって」をテーマといたしまして、国民の皆様に適正・公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組を中心にご紹介しております。

この税に関する広報広聴イベントは、昭和29年に「納税者の声を聞く月間」としてスタートし、「納税者の声を聞く旬間」、「税を知る週間」、そして「税を考える週間」に改称して現在に至ります。

本日は、この税を考える週間の期間中ということもありますので、後ほど、映画「マルサの女」を少し引用いたしますので、昭和から平成、令和の時代を振り返りながらお聞きいただき、税のことを一緒に考えていただきますようどうぞよろしくお願いします。

それでは、本題に入ります。

【査察制度の概要】

まず、査察制度の概要についてご説明します。

査察制度は、一言で申し上げれば「悪質な脱税者に対して刑事责任を追及する制度」ということになります。脱税者というのは、税金をごまかす意図を持って、組織的、計画的等により不正を行っている者で、査察は刑事案件として立件し、社会に対して強い警鐘を鳴らすことが目的です。この「刑事责任の追及」というのは、個別に刑を科すだけでなく、社会全体への一罰百戒の効果につながるものとしています。つまり、悪質な脱税を放置し、「真面目に申告・納税している者が損をする社会」にならないよう、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資するという役割を査察は担っています。刑事责任の追及ということで、流れとしましては、査察は検察庁へ告発をします。その後、検察官が捜査を行い、事案に応じて不起訴又は裁判所へ起訴し、最終的に判決が下されます。

次に、国税査察官が現在直面している課題の一つとして、「経済取引の広域化、デジタル化、国際化等」への対応があります。現金の授受や、帳簿・伝票といった紙の証拠書類が中心の時代から徐々に電子化され、電子マネー・暗号資産、ネットオークション・フリマアプリ取引等、新しい決済方法やインターネットによる取引が増加しています。

また、国際化も進み、国境を越えた取引や海外法人へ所得を移転したり、海外口座に資金を留保する形態も増えています。

時代とともに、脱税の手段・方法が複雑・巧妙化してきており、国税査察官は従来からの現場で証拠書類を把握するのみならず、電子化されたデータを収集し、データ解析、電子取引記録の追跡、国際的な情報交換など、査察調査の方法も変化してきています。このように経済社会情勢の変化に的確に対応しながら、国税査察官は悪質な脱税者に対する厳正な調査を実施しています。

それでは、令和6年度の査察調査の実績についてお話しします。全国の査察部署が検察庁に告発した件数は98件、脱税総額は82億円、1件当たりの脱税額は84百万円でした。告発率としては65.3%となっています。

「着手・処理・告発件数と告発率」の直近5年間の推移から特徴をお話しします。最初に言葉の説明をいたしますと、「着手件数」というのは査察が強制調査に着手した件数のこと、「処理件数」というのは査察調査が終了し、検察庁へ告発及び証拠不十分等により告発せずに処理した件数のことです。着手から処理までの期間は事案によって異なりますが、早くても3ヶ月、おおむね6ヶ月程度はかかります。事案の内容によっては1年以上かかる場合もあります。

令和2年度から6年度までの5年間の着手件数は、110件から150件程度で推移し、処理件数もほぼ同水準の動きとなっています。令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響があり、着手件数、処理件数ともに一時的に減少していましたが、令和4年度以降は150件前後の件数で推移しています。

また、検察庁へ告発した件数は、令和4年度から6年度まで見てみると100件前後です。告発率としては、65%から75%の割合となっています。



次に「査察事件の一審判決の状況」についてお話しします。令和4年度から6年度までの判決件数は、61、83、99件と推移しており、いずれの年度の有罪件数も同数で、有罪率は100%となっています。つまり、査察が検察庁に告発し、検察官が裁判所へ起訴した事件の全てが、裁判で有罪判決になったということです。

査察官は綿密な調査を行い、脱税の事実の証拠の有無等を十分に検討した上で、検察庁へ告発しています。別の見方としましては、誤って罪のない者を告発することは社会的に重大な影響を与えることを認識し、一件一件を刑事案件として十分に証拠が備わっているのか慎重かつ正確に検討して告発します。

そのため、有罪率は、査察官としては納税者の方からの信頼を得るために留意すべき計表であり、100%を目指して適正な調査を実施しているところです。

【査察と社会の変化】

(1) 映画で振り返る査察と社会の変化

続きまして、査察と社会の変化の関係について考えてみます。

映画「マルサの女」をご覧になられたことがある方はみえますでしょうか。

昭和62年（1987年）に、国税査察官、通称「マルサ」にスポットを当てた作品で、公開から38年が経ちます。「マルサ」という名称や査察官の仕事を詳しく紹介された最初の映画でした。

この「マルサ」という言葉は、昭和62年の新語・流行語大賞の新語部門で金賞に選ばれています。「マルサ」という言葉とともに、映画のインパクトが強かったということだと思います。

また、昭和63年の日本アカデミー賞では、映画「マルサの女」に関して、最優秀作品賞、最優秀監督賞、最優秀主演男優賞、最優秀主演女優賞なども受賞していますので、多くの人々を惹きつけ、大ヒットした優秀な作品といえると思います。

当時、私はまだ大学生でしたが、映画館でこの作品を見た時の衝撃を今でも覚えています。「マルサ」という仕事を初めて知り、国税という職場に興味を持った思い出に残る作品です。就職活動をしていく中で、この映画「マルサの女」の印象が強く残っていて、国税の職場に入るきっかけにもなりました。

先日、改めて「マルサの女」と「マルサの女2」の2本の映画を見ました。長く国税の職場に勤務してきましたが、今見ても国税組織の特徴を捉えた場面が多くあるということを内部を知っている立場からでも感じます。

「マルサの女」が上映された時代は、バブル経済の入り口で、不動産や株式が、実体経済の成長以上に高騰し、泡のように膨れ上がった経済状態でした。

映画の中では、様々な商売をされている業者が登場しますが、「マルサの女2」では特に「地上げ」、「土地ころがし」などにより不動産を売買して儲け、税金をこまかすために様々な偽装工作をして脱税するという構図で描かれています。脱税して隠すのは、現金・金塊、これは今でもありますが、預金通帳数十冊とか、印鑑も同様に数十本を隠すというのは、今ではあまり見かけません。

また、昭和を感じるシーンとして目に付いたのは、税務署の職員「板倉涼子」が税務調査で臨場した調査先で納税者に「支払いはいつも現金ですね。どうして小切手を使わないのですか。」と尋ねる場面があります。

小切手払いをするのが普通であるかのようなセリフに時代を感じます。

更に、「マルサの女」で査察を受けるラブホテルの経営者が「ホテルの計算書だ。明日のごみ集めに出ておいてくれ。」というセリフがあります。これは、ホテルの売上げがわかる書類を破棄するという趣旨のセリフですが、今であれば「シュレッダーにかけておいてくれ。」ということになるかと思います。

(2) 交際費支出額等の推移

少し詳しく考えてみたいシーンがあります。高級クラブや料亭での接待シーンです。バブル経済のときには、会食、ゴルフ、贈答品、海外旅行招待など、企業間の関係を発展・維持するための支出が大きく膨らんでいました。当時の社会では、交際費は「営業戦略の一部」や「人脈を広げる投資」、「企業業績の向上に不可欠」という考え方もあったかと思います。

それでは、昭和61年から令和5年までの「交際費支出額」と「交際費の損金不算入額」の推移から特徴をお話します。まず、「交際費支出額」は昭和61年から平成4年にかけて、約6兆円規模に達しており、まさに「バブル経済」を反映する数値になっています。しかし、バブル経済崩壊以降は、接待交際費等のコストを抑える傾向などから、交際費支出額は右肩下がりとなり、接待交際費に対する社会全体の意識が変化していきます。そして、令和3年の交際費支出額は、平成4年の46%にまで減少しました。また、「交際費の損金不算入額」もほぼ同様に減少し、令和2年は、平成3年の16%と大幅に減少しています。

その他の特徴としましては、「交際費支出額」が平成5年から減少傾向であったところ、平成26年から令和元年にかけて、反転して増加しています。ところが、「交際費の損金不算入額」はほぼ横ばいの状態です。これについては、税制改正の影響が考えられますので、後ほどお話しします。さらに、令和2年及び3年は新型コロナウイルス感染症の影響が交際費の支出額に大きく反映され減少しています。

それでは、接待交際費について、企業の接待のあり方や社会情勢に関連してどのように税制改正が行われてきたのか、その変遷をご説明します。

接待交際費については、昭和29年度の税制改正において、交際費の支出を損金に算入しないという交際費課税制度が創設されました。これは、企業の過度な交際費支出を抑えることや企業内に資本の蓄積を推進する目的で導入されたものです。

「マルサの女」が上映される5年前の昭和57年度の税制改正では、大企業については全額損金不算入とされ、厳格な制度変更となりました。

平成18年度税制改正では、1人当たり5,000円以下の飲食費が交際費から除かれることとなり、課税の方向性に変化が見られ、そして、平成26年度税制改正では、安倍政権がデフレからの脱却と経済再生を掲げ、成長分野への投資や人材移動を通じた企業収益の改善、賃金上昇や雇用増大を目指した内容になっており、交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用（社内交際費は含まない。）について、その50%を上限なく損金に算入することになりました。これにより国と地方の税収は、年間650億円の減収となることが見込まれました。つまり、交際費課税制度の範囲内で適切に支出され、飲食費の50%損金算入や中小企業の接待交際費800万円以下の損金算入によって、交際費支出額の伸びに対し、損金不算入額が抑えられ、実質的に課税負担が軽くなったという効果につながっています。

平成18年度税制改正で1人当たり「5,000円」以下の飲食費が交際費から除かれましたが、令和6年度税制改正では、1人当たり「10,000円」以下の飲食費に金額が引き上げられています。

交際費支出額等は、バブル経済で企業業績が好調な時代に取引先との関係強化や営業拡大のため増加していましたが、バブル経済崩壊後、金融不安や長期の景気停滞、企業の経費の見直しなどを背景に減少傾向が続きました。平成26年以降交際費支出額は増加に転じますが、新型コロナウイルス感染症の影響で減少し、その後は再び増加傾向です。交際費支出額等の推移からは時代ごとの経済情勢や社会の価値観との結びつきを感じます。

(3) 脱税の量刑

脱税の量刑について、他の犯罪の量刑と比較しながら刑罰の重さを考えてみたいと思います。脱税の量刑は、所得税法、法人税法、消費税法等で「10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科」とされています。この量刑は、平成23年度の税制改正によるも

講演 昭和税務署長記念講演会 『査察と社会の変化から税を考える』

ので、「マルサの女」の時代は、懲役5年以下、罰金500万円以下の量刑でした。

それでは、脱税を他の刑法上の犯罪の量刑と比較してみます。

「詐欺罪」や「窃盗罪」、「業務上横領罪」も懲役「10年以下」であり、脱税の量刑は他の「財産犯」といわれる犯罪と同等、あるいはそれ以上の量刑と位置付けられています。詐欺罪や窃盗罪は被害者が個人ですが、脱税の被害者は国民全員であり、脱税は「社会全体の財産を奪う行為」ということもいえるかと思います。

視点を変えまして、アメリカの脱税の量刑を映画「アンタッチャブル」から見ていきます。この映画も昭和62年に上映されたもので、アメリカの財務省の特別捜査官「エリオット・ネス」が正義と信念と執念でアメリカのシカゴのギャング「アル・カポネ」を追いつめています。アル・カポネは、様々な犯罪の容疑がありました捕まらなかったところ、所得税法違反として脱税で起訴されました。判決は、昭和6年(1931年)に懲役11年、罰金5万ドルの実刑でした。当時の脱税事件としては異例の長期刑だったそうです。

アメリカの脱税の量刑は、日本とは刑期の算定方法が異なります。日本の場合は、複数年にわたって脱税をしても、刑罰は1つにまとめて科されます。例えば、3年分の所得税を脱税していた場合、3罪ではなく、「一連の脱税行為」として科されます。そのため、懲役は上限の10年を超えることはありません。

しかし、アメリカの場合は、量刑は5年以下の懲役ですが、各課税年度や罪状ごとに独立した罪として扱われます。

例えば、アル・カポネの場合、1925年分は脱税額5万ドルで懲役5年、1926年分は脱税額3万ドルで懲役3年、1927年分は脱税額2万ドルで懲役3年、1925年分から1927年分までの3年間の合計で、懲役11年と積み上げられました。

日本とアメリカは脱税に対して、刑事责任を追及し、厳しい量刑が課されているという点で共通していると思います。

(4) 査察調査手続きのデジタル化

査察は、税務署等の税務調査とは異なり、刑事事件としての脱税(刑事犯)を対象とします。つまり、刑事訴訟法に準じて査察調査を行っています。例えば、搜索・差押をする場合には、裁判所へ令状請求が必要ですし、脱税嫌疑が固まった段階で、検察庁に告発します。

令和7年5月に、検査・起訴・公判などの刑事手続きがデジタル化する刑事訴訟法の改正が可決・成立しました。この改正は、令状のオンラインによる請求、令状の電子データによる発付、令状のタブレット端末等による呈示、供述調書等の証拠書類の電子化などで、査察調査手続きに大きな影響を及ぼします。

現在、検査機関の担当者は、令状の請求のために裁判所へ出向き、裁判官から紙の令状を受け取り、その紙の令状を持って検査現場へ移動し、そして、容疑者(脱税の場合は嫌疑者)へ紙の令状を呈示しています。また、証拠書類や供述調書については書面となっていますので、例えばパソコンで作成した調書等であってもプリントアウトしたもののが正式な調書等としています。

今後、査察調査の根柢となる税法もデジタル化に対応した法改正を予定していますので、数年後には大幅な改正になると思います。

【査察調査の取組状況】

経済活動や取引形態、資金の流れが変化していくとともに、脱税の形態もより巧妙化していくところ、査察では、①消費税事案(不正受取事案で、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案等)②無申告事案(納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす事案等)③国際事案(国境を越える取引が恒常的に行われ、資産の保有・運用の形態も複雑・多様化しているところ、国際取引を利用した脱税への対応)④社会的波及効果の高い事案(時流に即した事案等)の4つを重点事案として取り組んでいます。

それでは、デジタル化社会等への変化に対する査察の対応状況について、令和6年度の査察事案を見ていきます。

①ネットオークションやフリマサイトで行ったトレーディングカードの売上げを計上しない方法により課税売上げに係る消費税額を過少に計上することで、消費税の中間納付に係る還付を受けるとともに、納めるべき消費税を免れていた事案。

ネットオークションとは、インターネット上で「入札」方式により商品を売

買する仕組みで、「フリマサイト」とは、スマートフォンなどで個人同士の売買ができる仕組みです。いずれも、インターネット上の取引で、商品の掲示、販売、発送、決済までがオンラインで完結します。「トレーディングカード」とは、キャラクター、アニメ、ゲームなどを題材にした収集・交換用カードのこと、人気や希少価値のあるカードは、数十万円から数百万円の価格で売買されることもあります。こういった、インターネット上の取引で脱税を行うケースが把握されています。

②動画配信によるサイト運営会社からの使用料収入やネットショップでの商品販売収入を得ていたにもかかわらず、所得税の確定申告書を提出しないまま所得税を免れていた無申告事案。

「ネットショップでの商品販売」とは、インターネット上に開設した店舗を通じて、商品を販売する仕組みです。現実の店舗とは異なり、ネット上で商品紹介から注文、発送、決済までを行います。取引形態としては、商品を仕入れて販売しますので、事業として活動しているのですが、意図的に申告をしない(無申告)事案が把握されています。

③アフィリエイト収入について、売上げから除外するとともに、得た資金の一部を海外の取引所において暗号資産に交換することにより、所得税を免れていた国際事案。

「アフィリエイト」とは、自分のウェブサイトやSNSなどに広告を掲載し、その広告経由で商品やサービスが購入・申し込みされたときに発生する報酬のことです。この場合、ネット上でいわば営業活動を行って、収入を得ています。脱税で得た資金は、海外の取引所で暗号資産に交換し蓄積していました。

④脱税指南者が、不正手段を指南し、所得税を免れさせていた事案。「脱税指南」とは、他の人に脱税の方法を教えたり、助言・コンサルタントをしたりする行為のことです。脱税ありきの行為ですので、査察としては最も重要な案件として位置付けています(社会的波及効果の高い事案)。

【法人会会員の皆様へのお願い】

法人会会員の皆様へのお知らせとお願い事項を2点申し上げます。

1点目は、「事業者のデジタル化に向けた取組」についてです。経済取引から会計・税務までの事務処理をデジタル化し、一貫したデジタル処理を行うことができれば、単純誤りの防止による正確性の向上や、業務の効率化を図ることができ、日々のデータを分析して、よりリアルタイムに経営状況を把握するなど、経営の高度化も期待されます。また、電子帳簿保存法やインボイス制度についても、対応したクラウド会計ソフトを使えば、簡単に対応できますので、これらの制度も活用して、デジタル化を進めていただきたいと思います。

2点目は、キャッシュレス納付利用拡大に向けての取り組みについてです。国税の納付については、納税者の利便性の向上と、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、令和7年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目標としています。

この目標を達成するためには、皆様に利用していただくことが必要不可欠です。源泉所得税、法人税や消費税を納付いただく際は、是非キャッシュレス納付を利用いただきますようお願いいたします。

【おわりに】

本日の講演では、査察制度の概要から社会のデジタル化・国際化に対応した査察事案などについて見てまいりました。昭和の時代の後期は、映画「マルサの女」で表現されていたように、現金、裏帳簿、預金通帳、印鑑などが脱税に関する証拠とされ、バブル期には、「土地」や「株式」といった資産取引をめぐる不正が把握されていました。令和では、インターネット取引、SNSを利用した収入、暗号資産、国外財産などが査察調査の対象へと変化してきています。

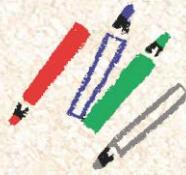
私たち国税職員は、適正公平な課税・徴収の実現を目指し、経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性を向上させ、絶えず進化し続ける組織にしていきたいと思っています。法人会会員の皆様には、今後とも税務行政のパートナーとして、ご助力賜りますよう、心よりお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いします。

本日はご清聴、誠にありがとうございました。



第10回

税に関する絵はがきコンクール



昭和税務署長賞

名古屋市立井戸田小学校 6年
細野 乃愛さん



昭和法人会会長賞

日進市立南小学校 6年 熊澤 鈴さん



昭和税務連絡協議会会長賞

日進市立南小学校 6年 宮崎 彩華さん



昭和法人会女性部会長賞

名古屋市立植田東小学校 6年 伊藤 遥香さん



昭和法人会青年部会長賞

日進市立南小学校 6年 杉山 実咲さん



優秀賞

日進市立北小学校 6年 中島 莉菜さん



優秀賞

日進市立赤池小学校 6年 保母 翼さん

女性部会では、本年度も管内の小学校61校の6年生を対象とした「第10回税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。名古屋市、日進市、長久手市及び東郷町の各教育委員会の後援を受け、租税教室を開催した小学校を中心にご協力をいただき作品募集を行いました。その結果、87作品の応募がありました。

9月12日（金）に、役員、税務署関係職員や絵に精通した第三者を交え「作品審査会」を実施し、7作品を入賞作品としました。審査会では、子どもたちの発想の素晴らしさを感じるとともに、将来を担う子どもたちに対する租税教育の重要性を感じました。

上位5賞に入賞した作品については、11月9日（日）イオン八事店GGモールにて開催した昭和税務連絡協議会主催の「税に関する作品合同表彰式」にて、小学生の「習字」、中学生の「税の作文」及び「税の標語」とともに表彰されました。当日は、保護者の方々も多数参加され、受賞者は緊張の中にも笑顔があふれています。

令和7年度 中学生の「税についての作文」 (全国納稅貯蓄組合連合会・国税庁共済)



国税庁長官賞

『未来をつなぐバトン』

私は以前、一時保護所で生活していたことがあります。そこは家庭の事情などで安心して暮らせない子供が一時的に守られる場所です。慣れない環境に不安もありましたが、温かいご飯、勉強の時間、優しく声をかけてくれる職員さんたちに支えられ、私は安心して過ごすことができました。今振り返ると、あの場所があったからこそ、私は心を取り戻し前に進むことができたのだと思います。

しかし、一時保護所は自然に存在している訳ではありません。建物や食事、生活に必要なもの、そして働く職員さんたちのお給料は、すべて社会から集められた税金によって支えられています。納められた税金が私のように助けを必要とする子供を守り、安心できる場所を作っているのです。私はその仕組みを知ったとき心から「ありがとう」と思いました。同時に、私は気づきました。税金は私のためだけではなく、同じように困っている子供や、大人たちも支えているということに。病気になった人の治療費を助けたり、災害で家を失った人に支援を届けたり、学校や道路を整えたり、社会のあらゆる場面で誰かの暮らしを守っています。目に見える形だ

けではなく、一時保護所のように普段は意識されにくい場所でも、確かに税は力も發揮しているのです。私は自分がその恩恵を受けたことで、社会全体がひとつにつながっていることを実感しました。私を守ってくれた税金は、どこか遠くで暮らす誰かが納めたものかもしれません。そして、私が元気に生きていくことは、また別の誰かの支えになるかもしれません。税はただお金ではなく、人と人をつなぐ「思いやりの形」だと感じたようになりました。もし、税金がなかったら、私は安心できる場所を持てなかっただろう。心が追い込まれ、未来を信じることさえできなかつかもしれません。けれど、税金によって成り立つ仕組みのおかげで、私は守られ、再び歩き出す力をもらいました。税金は、命を支える見えない大きな手のような存在なのだと強く思います。これから私は大人になり、働いて税を納める立場になります。そのとき、私は迷わずその役割を果たしたいです。なぜなら、それが「過去の私」を救ってくれたように、未来の誰かを守ることにつながるからです。税を納めることは義務であるだけではなく、社会に「ありがとう」を返す方法だと思います。私は過去の誰かが納めてくれたから、今の私が助かりました。そして、これから私が納める税はまだ見ぬ誰かの希望になるはずです。そう考えると、税金は世代を超えて未来をつなぐバトンのように思えます。安心できる暮らしや、学ぶ環境、困ったときの支えは途切れずに受け渡されたこそ存在しているのです。私はこれからもあの一時保護所での経験を胸に、税の意味を忘れず、未来の誰かに安心と希望を届ける大人になりたいです。



昭和税務署長賞

名古屋市立萩山中学校 3年
はまぐち そうすけ
濱口 宗佑さん

『税で繋ぐ助け合いのバトン』

「そうちゃん。」会いに行くといつも介護ベッドから首を持ち上げるようにして、にっこり微笑んでくれた曾祖母が今年三月に亡くなった。僕がまだ小さい頃は杖をつきながらもまだ元気で一緒に食事や動物園へ行ったりもした。僕が中学生になる頃には、足を悪くしたり高齢なこともあります。しかし会いに行くと車椅子やリクライニング式のベッド、玄関や浴室に手すりが付けられるなど介護に必要な物が少しづつ増えていた。通院も段々難しくなり、週に数回専門知識のあるケアマネージャーに介護を手助けしてもらう為デイサービスを利用したり、訪問介護や訪問医療を受けた。家族と家で過ごす事が大好きだった曾祖母の気持ちを尊重し、そして自宅に居ながら受けられる様々な介護サービスを駆使したそうだ。

今まで税と言えば、自分が商品を買うたびにかかる消費税が身近だが、正直いいイメージはなかった。しかし、税が僕の曾祖母のように介護サービスを受ける為の社会保障費としての使い道もあると知り、介護が必要な人が安心して暮らせる社会の為に、税が果たす役割はとても大きいと気付かされた。そして、その社会保障費は税金の支出の約

33%にもなるという。介護は社会保障費の重要な柱の一つであるが、他にも年金・医療・子育てなど僕達の生活に深く関わるものばかりだ。僕自身も医療で恩恵を受ける出来事があった。僕は中学で陸上部に所属しているが、練習中に痛めた時の通院や検査、その後のリハビリ治療などだ。社会保障費の中でも超高齢化社会とされている日本において、介護費の財源の確保は大きな課題であり、税金の持つ意味はさらに重要になるだろう。実際に曾祖母が自宅介護で受けた様々な税の恩恵を目の当たりにし、自分の大切な家族が税によって守られていると強く実感した。もし税がなければ、曾祖母を周りの手助けや保障を一切受けず、家族だけで介護する事はとても厳しく困難な事だったと母達は言う。ここで税が「助け合い」という大切な役割を果たしているのだ。私は一人一人が少しづつ出し合う事で、社会全体をより住みやすくする「共同費用」である事を理解した。

税についてこうして改めて考え、この作文にまとめながら、僕自身の税への見方が大きく変わった。これまで「払われるもの」という漠然としたイメージだったが、そうではない。税とは「社会を支え未来を築く為、僕達一人一人が生涯幸せに生きる為の大切な会費」であり、さらに「助け合う為に繋ぐバトン」であると捉えられるようになった。そして、将来僕も社会に出て納税者となったときに、税が社会や人々の役に立っている事を意識しながら、責任を持ってその「助け合うバトン」を繋げられる大人になりたいと思う。



昭和納税貯蓄組合連合会会長賞

東郷町立春木中学校 2年

齋藤 柚月さん

『未来を繋ぐ税金』

みなさんは税金と聞いて、どんなことを思い浮かべますか。お金を取られる、複雑そう、私はそんなことを思い浮かべました。しかし、そんなある日、税金と深く関わる出来事がありました。

私には兄がいます。小学六年生の頃、学校から帰ってきた私は慌てている家族を見て疑問に思いました。そして、家族に深刻そうな顔をして言わされました。兄が病気で緊急入院することが決まったそうです。私の頭の中は混乱でいっぱいでした。兄とは十一歳も年が離れていることもあり、子供の頃からとてもかわいがってくれました。学校課題でわからない問題があった時も、優しく丁寧に教えてくれました。そんな兄がどうして・・・私の胸の中は悲しみに包まれました。入院する前は医者の卵、医大生でした。兄は急性白血病という病に陥ってしまい、その病気は学校にも行けないほどの重い病気で、休学せざるをえなくなりました。休んでいても休学費用がかかり、更に医療費の負担が重なることから、両親は頭を抱えていました。そのため兄は退学を申し出ないといけないかどうかの辛い選択を迫られていきました。

そんな時に、希望の眼差しが見えたのです。高額医療制度という制度でした。高額医療制度とは、月ごとの医療費の支払いが一定の限度額を超えた場合に、超えた分の金額の払い戻しを受けることができる制度です。医療費の支払いが高額になって家計を圧迫し、困窮を招くことを回避するための救済制度と考えると分かりやすいと思います。そして兄は、高額医療制度のおかげで学校を中退せずに済んだのです。また、兄の治療には骨髄移植というものが必要でした。しかし、この骨髄移植は莫大な費用がかかるのです。病気を治すための薬や、点滴、治療などの何百万、何千万ものお金がかかるはずが、高額医療制度のおかげで、兄は命を救われたのです。この制度は、社会保障制度の一つです。社会保障とは、病気やけがをして働けなくなったときに生活が苦しくならないよう国が助けてくれる仕組みのことです。高額医療制度のように、たくさんのお金がかかってしまう医療でも、安心して治療を受けられるのは、社会保障のおかげです。そして、その社会保障を支えているのが「税金」なのです。私は「税金ってお金を取られるだけ」と思っていましたが、兄の出来事を通して「税金は誰かの命を助ける大切なお金」だと気づきました。私たちが困ったときに助けてもらえるのは、皆さんのが税金を納めているからです。兄は現在治療を乗り越え、病気で苦しむ人を治す医師を目指し勉学に励んでいます。

これから大人になって、働いて税金を納める立場になったら、少しでも誰かの力になっていると思いながら納めたいと思います。そして、税金や社会保障についてもっと知りたいと思いました。



昭和税務連絡協議会会長賞

名古屋市立萩山中学校 3年

梶田 一茶さん

『宇宙と我が家と税金』

「お母さんに、またお小遣いを減らされた～。」お父さんは独り言が大きい。我が家はお母さんがお父さんの給料を管理していて、食費はもちろん、スマホ代やおやつ代などのお金を事細かく決めているらしい。お父さんには悪いが、今回は私の夏期講習代が原因だ。幸い、私のお小遣いを減らす話は出でていない。

最近テレビニュースで「減税」の話をよく耳にする。徴収される税金が減ると、個人的に使えるお金は増えるのでその点は嬉しいが、そもそも税金が不足するとどんな問題が生じるのか。またどんなところに使われているのか。調べてみると、水道、道路、病院、公園、学校、図書館など、私たちの生活に欠かせないものが税金で支えられていた。友達とよく行く区民プールも、近所の公園も税金がなければ作られていない。それは困る。

税について調べる中で特に驚いたのが、スマホと税金の関係が深いことだ。私は地図アプリを使ってよく移動するが、これは宇宙に浮かぶ「GPS衛星」が不可欠で、打ち上げにも、維持にも税金が使われているという。もし税金がなければ

地図アプリが使えず、道に迷うかもしれない。

ウェブ新聞記事に、2025年度の日本の宇宙関連予算は総額9,000億円にも上ると書かれていた。私がコンビニで買ったおやつの消費税が、その一部に使われているかもしれない。「私が支払った税金で、宇宙にロケットが飛び、私の生活が便利になっているかも。」そう思うと、なんだかワクワクしてきた。税金はただのお金ではなく、未来への投資の一部になっている。実際に気象庁やJAXAのホームページには、気象衛星の研究が進み天気予報がより正確になることで災害から多くの命が守られ、観測衛星の研究が進み環境の変化を詳細にとらえることで地球温暖化の原因解明につながると書かれている。

目に見えない形で、命や環境を守る大きな力になっていることがわかった。さらにホームページを読み進めると、宇宙について興味を持っている私の「夢」も支えられていた。将来、日本人の宇宙飛行士が月面に着陸する日がくるかもしれない。そんな壮大な計画も莫大な費用がかかるため、税金によって研究が進められている。私にとって、税金はただの義務ではなく、夢が実現するために必要不可欠なものである。

話を宇宙から我が家に戻す。

お父さんがお母さんに、「スマホ税」や「おやつ税」として給料を納めることで、私は豊かな毎日を送っていると改めて考えさせられた。お小遣いを削ってまで、私の未来への投資として「夏期講習税」を納めてくれたお父さんには感謝しつつ、引き続き、私の「お小遣い税」を納税し続けてほしいと強く願う。

■ 第1回「税務研修会」

令和7年9月29日(月) 名古屋市中小企業振興会館

9月29日(月)、名古屋市中小企業振興会館において「第1回税務研修会」を開催しました。

今回の税務研修会は、昭和税務署から小原筆頭副署長様と大場法人第一統括官様をお迎えし、ご講演いただきました。

まず、小原筆頭副署長様は、「会社のあれこれ(税務調査での出来事)」と題し、ご自身が手掛けた調査の際に起こった出来事と、国税庁が進めている「事業者のデジタル化に向けた取組」についてお話をされました。参加した部会員は、今後、税務を起点とした電子化が進み、更に社会全体のDX推進につながることを期待していました。



講師の小原筆頭副署長



講師の大場法人第一統括官

続いて、大場統括官様は、「税務の仕事」と題し、ご自身が担当された国税局調査部や資料調査課での仕事内容や税務署での仕事との違いなどを分かりやすくお話ししていました。

それぞれの講演の後に質疑応答の時間を設けたところ、部会員からいくつも質問がされるなど、緊張感の中でも和気あいあいとした税務研修会となりました。

広報・渉外担当副部会長 横井 直己



■ 第2回「税務研修会」

令和7年12月17日(水)
サイプレスガーデンホテル

12月17日(水)、サイプレスガーデンホテルにおいて「第2回税務研修会」を開催しました。

今回の税務研修会は、来賓として、昭和税務署から小川署長様と大場第一統括官様のお二人をお招きし、小川署長様にご講演いただきました。

小川署長様には、「マルサが見るデジタル社会と税」というテーマで、小川署長様の検査部時代の経験や過去の事例に基づき、不正には大きな問題があり割に合わないことを分かりやすくお話しいただきました。

参加した青年部会員は、マルサのリアルなお話を身の引き締まる思いで拝聴するとともに、正しい申告と納税が重要であることを再認識しました。

部会員からは、講演の中でいくつもの質問がされるなど、緊張感の中でも和やかな講演会となりました。

広報・渉外担当副部会長 横井 直己



講師の小川税務署長



■■ 親睦ボウリング大会

令和7年10月6日(月) ラウンドワン千種店

10月6日(月)、ラウンドワン千種店にて「親睦ボウリング大会」を開催しました。昭和税務署の職員の皆様との懇親を深めるために開催しており、本年は16名の職員の皆様に参加していただきました。

小川署長様の始球式に始まり、ストライクが出る度に歓声が上がり、ハイタッチをするなど、最後まで盛り上がった大会となりました。

大会結果は、2ゲームとも高得点をマークした法人課税第三部門の小山さんが優勝されました。

参加者は、日頃の運動不足も少し解消され、賑やかな大会となり、更に親睦を深め合うことができました。

広報・渉外担当副部会長 横井 直己



始球式（小川署長）



ボウリング大会参加者全員で

■■ 第39回 法人会全国青年の集い「山梨大会」

令和7年11月20日(木)・21日(金)

YCC県民文化ホール、甲府記念日ホテル、アイメッセ山梨

第39回法人会全国青年の集い「山梨大会」が、11月20日から21日にかけて山梨県甲府市を中心に開催されました。

青年部会役員一同は、20日に租税教育活動プレゼンテーションに参加し、全国から選ばれた各代表による特色ある租税教室の実践報告に触れました。次世代を担う子どもたちに税の大切さや役割を伝えるための工夫と取組みを学ぶことができました。

同日、川崎部会長は、部会長サミットに参加し、青年部会活動の両輪である「租税教育活動」と「健康経営プロジェクト」を推進する背景と経緯を改めて確認するとともに、全国の事例共有を通じて、活動の幅を広げるための新たな視点を得る機会となりました。

記念講演会では、ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブの代表取締役社長・佐久間悟氏が「プロヴィンチア(地方クラブ)の挑戦」と題し、クラブが実践する地域連携や健康づくりの取組みを紹介しました。企業との連携、高齢者や青少年の健康支援など、クラブの枠を超えた活動には、企業活動にも通じる多く



山梨大会に参加した青年部会員の学びがありました。

また、青年部会一同は、シャトー・メルシャン勝沼ワイナリーにてワイナリーツアーを実施しました。醸造施設の見学やテイスティングを通じて、山梨ワインの歴史や葡萄づくりへのこだわりを学ぶことができ、公益社団法人として地域産業への理解を深める良い機会となりました。

広報・渉外担当副部会長 横井 直己



公益社団法人
昭和法人会

青年部会拡大推進教養講座

青年部会新入会員・入会検討者向け

講演会 演題：「未来を切り開く“PRの力”」

講師：株式会社Wo-one代表取締役 犬飼 奈津子 氏



開催日

令和8年1月28日(水)

時 間

17:00～(受付開始16:30～)

開催場所

THE CONDER HOUSE (名古屋市中区錦2-20-25)

■女性部会コーナー

■「プレミアムコンサート」

令和7年10月22日(水)

昭和文化小劇場

10月22日(水)、昭和文化小劇場にて社会貢献事業「プレミアムコンサート」を開催しました。

今年度は、趣向を変えて演奏会のみとし、この事業に会員以外の一般参加者を含め、279名もの多くの方に参加していただきました。



川村部会長



神藤会長



出演者と女性部会役員

第1部

第1部は、演奏家のいちごさんと舞踊家の麻代さんのユニット「透音舞（とうおんぶ）」によるパフォーマンスから始まりました。二人とも補聴器ユーザーであり、言葉を介さず相手の気持ちを読み取りながら新しい世界観を創り出し、会場を一気に引き込みました。

続いて、尾関蓮氏によるクラリネット演奏を聴かせていただき、クラリネットの音色に心を癒やされました。



透音舞 演奏家：いちご／舞踊家：麻代



クラリネット 尾関蓮／ピアノ伴奏 小松さくら

第2部

第2部は、栗原幸江氏、高藤摩紀氏によるマリンバ演奏、更には、スカルサクラをお迎えし、インドネシア・バリ島の民族音楽であるガムラン・ジェゴグ演奏を聴かせていただきました。

演奏中は会場が一体となって盛り上がり、「あっという間に時間が過ぎてしまった」、「もっともっと聴いていたかった」という感想が多く聞かれました。



マリンバ 栗原幸江（右）／高藤摩紀（左）



スカルサクラ

■■ 9月例会「署長講演会」と「絵はがきコンクール審査会」

令和7年9月12日(金) ガス燈

9月12日(金)、「9月例会：税務署長講演会」を和菓SALOON ガス燈にて開催しました。

小川洋明 昭和税務署長様をお迎えし、「世界の珍しい税金」というテーマでご講演いただきました。

フランスの「香水パウダー税」、イギリスの「石鹼税」や「窓税」から、日本の「物品税」に至るまで、多くの珍しい税金についてお話ししていただきました。また、これらの税金の導入経緯や廃止の理由を勉強することにより、それぞれの国のその当時の贅沢品が何であったのかが分かり、それぞれの国の様子がうかがえるということでした。

部会員は、珍しい税金の話に興味津々で聞き入り、効果ある税務研修会となりました。

税務署長講演会の後、「第10回税に関する絵はがきコンクール審査会」を実施しました。

子どもたちの発想の素晴らしさを感じるとともに、将来を担う子どもたちに対する租税教育の重要性を感じながら、和やかな審査会になりました。



講師の昭和税務署長 小川 洋明氏



9月例会 税務署長講演会



絵はがきコンクール審査会

■■ 11月例会「税務署長講演会」

令和7年11月14日(金) メルパルク名古屋

11月例会は、11月11日から17日の「税を考える週間」の一環として、本会・支部役員、青年部会員、女性部会員が一堂に会し、小川税務署長様の講演を拝聴しました。

署長様には、「税を考える週間」の記念行事として、名古屋国税局査察部の要職を歴任されており、その経験の中から、普段聞くことのできない事例を分かりやすくお話ししていただき、興味津々で拝聴しました。

査察部のお話を聴き、引き締まる思いがしましたし、とても有意義な講演会でした。

■■ 税を考える週間 街頭PR

令和7年11月9日(日) イオン八事店

昭和税務連絡協議会が主催する「税を考える週間」(11/11~17) 行事の一環として実施した税に関するチラシ配布等の街頭広報に参加しました。

来店した一般の方々に税を考えていただく機会を持っていただくために行っている行事です。

また、法人会、納稅貯蓄組合連合会、間税会が行った小学生を対象とした「絵はがき」や「習字」、中学生を対象とした「作文」、「税の標語」の入賞者に対する「税に関する作品合同表彰式」を併せて開催し、受賞者とともに保護者の方も多数来場され、有意義な税の啓蒙活動ができた一日となりました。



イオン八事店でのPR活動

令和8年度 税制改正要望 行動する法人会

法人会では、法人会の発足以来、毎年、中小企業を中心とする企業側の意見等をまとめ、「税制改正に関する要望・提言」を、法人会活動の大きな位置付けの一つとして捉え、税制委員会が中心となって出された意見等を集約し、各会から提出された意見を県連が取りまとめ全法連へと上申し議論を重ねて、全国440法人会の総意として「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめました。昭和法人会が提出した意見もこれらに反映されています。

この提言をもとに、愛知県下20の法人会では、それぞ

れ地元出身の国会議員に直接要請活動をすることとし、昭和法人会では、青山敬明副会長及び相羽康人副会長が、直接近藤昭一衆議院議員及び日野紗里亜衆議院議員にそれぞれ中小企業の声を直接訴え、「税制改正の提言書」を手渡し、提言内容が国会に反映されるよう要請行動を実施しました。

また、地元自治体の市長・町長及び市議会・町議会議長並びに日進市、長久手市及び東郷町の商工会会長にも提言書を交付し、中小企業を中心とした税制改正意見を届けました。

令和8年度 税制改正 スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要 将来世代にツケを回さない仕組み作りを!
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動揺を招かない財政運営を!
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、中小企業の活性化に資する税制措置を!
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ!



衆議院議員 近藤昭一氏
(立憲民主党)への要請行動



衆議院議員 日野紗里亜氏
(国民民主党)への要請行動



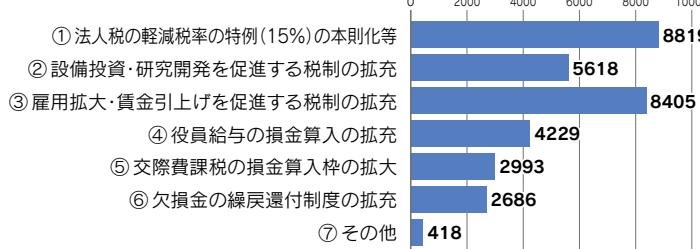
日進市長 近藤裕貴氏
への要請行動



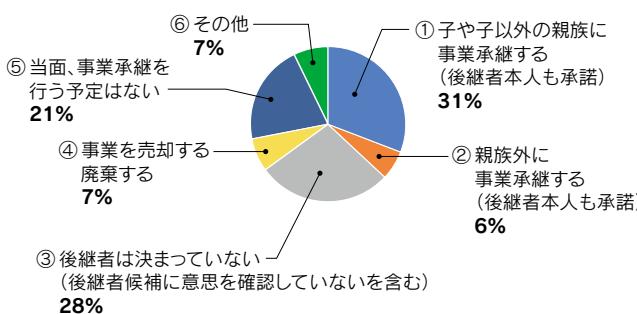
東郷町長 石橋直季氏
への要請行動

令和8年度税制改正に関するアンケート結果 (有効回答総数13,217名)

Q1 中小企業向けの税制で特に重視すべき点について、3つ以内で選んで下さい。



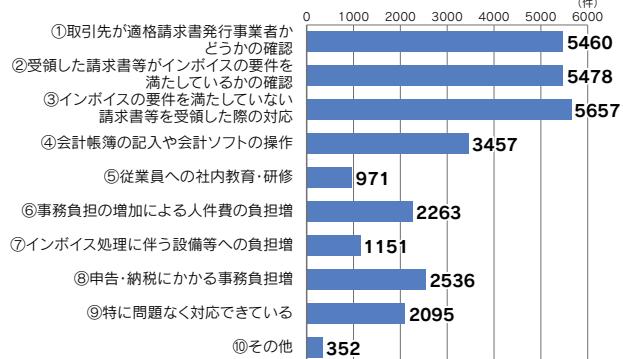
Q2 事業承継するに当たって、現時点での後継者の決定状況等について、お聞かせ下さい。



Q3 事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

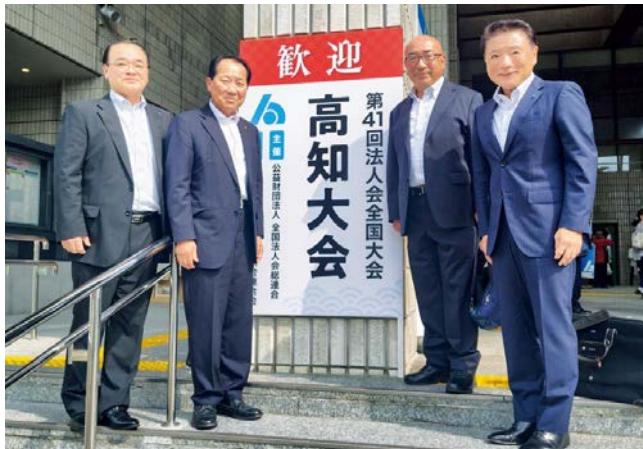


Q4 インボイス制度が導入され、どのような負担が増えたのか3つ以内で選んで下さい。



法人会全国大会〈高知大会〉

●令和7年10月16日(木)
●高知県立県民文化ホール



10月16日(木)、第41回法人会全国大会が高知県立県民文化ホールにおいて全国から約1,600名の会員、関係者が参加し、盛大に開催されました。

本年は、大会開催前にウェルカムイベントとして、「よさこい演舞」が披露されました。報道番組等で見てきたものとは異なり、非常に活気のある演舞でした。

第1部の記念講演では、元ローソン・ジャパン社長で、一般社団法人SDGsソーシャルデザイン協会名誉顧問の都築富士男氏に「変化の時代の経営、危機をチャンスに」と題して、御講演をいただきました。倒産寸前のローソンを再建した手腕の持ち主で、経営に関する興味深いお話を拝聴することができました。

第2部の式典では、斎藤保全法連会長の挨拶に続き、江島一彦国税庁長官をはじめとする御来賓から祝辞を頂戴し、その後、会員増強・研修参加率向上・福利厚生制度推進の各部門での成績優秀県連等の表彰に続き、「令和8年度税制改正に関する提言」の趣旨説明・報告が行われるとともに「大会宣言」が満場一致により採択されました。

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や「租税教育」、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を全国で積極的に展開し、広く社会へ貢献している。

我が国の財政は、コロナ禍への緊急対応で政府が大規模な財政出動に踏み切ったことから、長期債務残高が1,300兆円を超えるなど、さらに悪化することとなった。

昨年、日本銀行はマイナス金利政策を解除し、「金利のある世界」に回帰したが、今後も金利の上昇が統一すれば、国債の利払い費も増えて財政を圧迫しかねない。財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

一方、経済を取り巻く環境は急速に変化している。食料やエネルギーなどの価格高騰を契機に消費者物価も上昇し、デフレ期からインフレ期への

転換期に突入するなど国民生活や産業に大きな影響を与えている。

特に、中小企業の経営環境は深刻化する人手不足や継続的な賃上げ等により、厳しさが増している。さらに、米国のトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、経済の先行きを不透明にしている。

地域経済や雇用の担い手である中小企業は、日本経済の礎でもある。その中小企業の活性化を促進するためには、税財政上のきめ細かな支援が不可欠である。そのため、法人会は「中小企業の活性化に資する税制措置」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和7年10月16日
全国法人会総連合 全国大会

令和8年度 税制改正に関する提言（要約）

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

・日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

・今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。こうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

(1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。

(2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剩余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被

障者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。
- (2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。
- (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることになったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求める。
- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

・国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を

削って行政改革を推進しなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3)「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。
- ・マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。
- ・マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1,600万円程度に引き上げること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

③スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

(5) 債却資産に対する課税の見直し

固定資産税における債却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

(6) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

- (1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。
- (2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
- (3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すに当たっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と

III. 地方のあり方

・地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していくなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。

- (1) 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。

- (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

IV. 自然災害への対応

- ・東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化とともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。
- ・政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

- (2) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和
- (3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

市内9法人会合同講演会

- 令和7年9月16日(火)／
Niterra日本特殊陶業市民会館フォレストホール
- 講師／元宮崎県知事 東国原 英夫 氏
- 演題／「ピンチをチャンスに!」



講師の東国原 英夫氏

9月16日(火)、Niterra日本特殊陶業市民会館フォレストホールにおいて、元宮崎県知事・東国原英夫氏による名古屋市内9法人会合同講演会が開催されました。芸人時代のスキャンダルや騒動を経て政治の道へ進んだ東国原氏は、自らの経験を通して「ピンチは行動次第でチャンスに変えられる」と熱弁。

知事時代には、メディア出演や積極的な営業活動により地元特産品を全国区に押し上げたエピソードも紹介。

講演の最後には、地域経済を支える法人会の役割に期待を寄せ、来場者にエールを送りました。



挨拶を述べる神藤会長



進行を務めた川崎青年部会長

大規模法人合同研修会

- 令和7年10月29日(水)／熱田神宮会館
- 講師／名古屋国税局 調査部長 大竹 昭博 氏
同調査部 調査審理課長 西村 佳範 氏
同課税第一部 課税総括課 課長補佐 松田 京俊 氏
- 演題／「税務行政の現状と課題」
「誤りのない申告書を作成するために」
「税務手続のデジタル化」

10月29日(水)、昭和法人会では、熱田法人会、中川法人会、半田法人会との合同で、「大規模法人合同研修会」を熱田神宮会館にて81名(内当会30名)の参加者を集め開催しました。

この合同研修会は、資本金1億円以上の企業に参加を呼び掛け、毎年名古屋国税局調査部長様のご講演と税務研修会を4会が合同で開催しているものです。

第1部では、名古屋国税局調査部長 大竹昭博様に「税務行政の現状と課題」と題し、ご講演いただきました。大竹部長は、税務行政の現状や課題について丁寧に説明され、税務行政のDXについて触れられながら、今後の税務行政の展望について大変分かりやすくご講演いただきました。

第2部は、名古屋国税局 調査部 調査審理課長の西村佳範様による税務研修会として、「誤りのない申告書を作成



名古屋国税局 調査部長
大竹 昭博氏



するために」として、令和7年度税制改正の内容も織り込み、特に誤りの多い事項や注意を要する事項について、丁寧に解説していただきました。

第3部は、国税局・税務署からの連絡事項として「税務手続のデジタル化」について、名古屋国税局課税第一部 課税総括課課長補佐の松田京俊様に説明いただきました。

この研修会への参加者は、それぞれメモを取りながら真剣に受講されていました。

市内ブロック連絡協議会 「経営講演会と税務研修会」

●令和7年10月27日(月)／熱田神宮会館

10月27日(月)、名古屋市内ブロック(瑞穂区・昭和区・天白区)では、合同で経営講演会と税務研修会を熱田神宮会館にて38名の参加者を集め開催しました。

第1部の「経営講演会」では、講師にジャーナリストの富坂聰氏をお迎えし、「米中対立と謀議で揺れる世界」と題してご講演いただきました。

富坂氏は昭和区・桜山学区の出身ということもあり、控室では地元の話で盛り上がり、講演会では親しみ深くお話を聞いていただきました。

現在、テレビやネットのニュースで語られる国際的な話題の裏側についての考察など、非常に興味深いお話を拝聴することができました。

また、第2部の「税務研修会」では、昭和税務署の大場法人課税第一統括官に講師をお願いし、「消費税の不正還付事例」と題して、国税局勤務時代に広域調査で対応した消費税の不正還付事例を基に、とても参考になるお話を聞いていただきました。特に、「消費税の不正還付は国庫金の搾取である」という言葉が印象的でした。



講師の富坂聰氏



講師の大場法人課税第一統括官

「年末調整の実務のポイント」税務研修会

●令和7年11月21日(金)／名古屋市中小企業振興会館

●講師／昭和税務署 担当官

昭和法人会では、11月21日(金)、名古屋市中小企業振興会館にて、「年末調整の実務のポイント」税務研修会を開催しました。この研修会は、税務署主催の年末調整等説明会が開催されなくなったことから、毎年、法人会独自でこのテーマでの税務研修会を開催しています。

この研修会では、午前・午後合わせて90名の参加者が集まり、講師となった税務署の担当官が「令和7年分の年末調整」及び「法定調書の作成」について、それぞれポイントとなる部分を重点に解説されました。

特に、今年の年末調整については、いわゆる「103万円の壁」に関して基礎控除等が改正されており、申告書の様式の改訂もされたことから、その留意事項などについても詳しく説明していただきました。

研修会の終了後には、改正事項も多いことから、講師に質問するための行列ができるほど参加者の関心は高く、日頃抱えている疑問点等に税務署の担当官も親切にこれに対応していただき、参加者から「有意義な研修会であった。」との感想をいただきました。



やさしい法人税セミナー

●令和7年9月4日(木)～10月2日(木)の延べ5回

昭和ビル大ホール

●講師／税理士 四井 清裕 氏

本年度の「やさしい法人税セミナー」が9月4日(木)～10月2日(木)までの間に5回の講座で開催されました。

講師には、前年度に引き続き、税理士の四井清裕氏をお迎えし、分厚い「図解法人税」のテキストや四井税理士作成の資料をもとに、熱のこもった講義が行われました。

この講座は、昭和・名古屋中・千種法人会の3会が合同で、新たに経理や申告書作成担当など初めて法人税法に接した担当者の方を対象に開催しているセミナーで、毎年多くの方が受講されています。

本年度の参加人員は57名で、当会からは8名の方が受講されました。

法人税法の基礎から令和7年度の改正税法まで、幅広い内容であり、受講者は真剣な眼差しでメモを取りながら知識習得に励んでいました。



講師の四井清裕税理士



愛知県連 東海3県横断税務広報

●令和7年11月11日(火)

岐阜駅、名古屋駅、豊橋駅、静岡駅、熱海駅

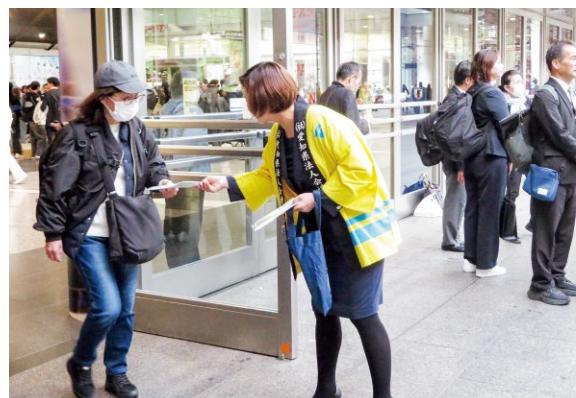
愛知県連では、「税を考える週間」(11月11日～17日)に合わせ、11月11日(火)に東海3県の主要5駅(今年度から前年度の4駅に熱海駅を加えました。)を横断し、税務広報活動を実施しました。

この活動は、「税を考える週間」の周知、納税意識の高揚、国税電子申告システム「e-Tax」の利便性などの広報を目的とし、広く地域社会に税の大切さについて考える“きっかけ”を創出するイベントとして、3県の青年部会が中心となって広報活動を行うもので、当会から川崎青年部会長が参加しました。

また、愛知県法人会連合会の広報大使である女優の佐藤なおみさんや地元のタレント「MAG! C☆PRINCE」のメンバー大城光さん、漫才師の大前町田のお2人もこの広報活動に加わり、一日をかけて岐阜駅から熱海駅まで、岐阜県連及び静岡県連とも共同して広報活動を実施し、地元メディアにも大きく取り上げられました。



広報活動に参加したスタッフ



社会貢献活動 「地域住民まつり」に参加

社会貢献活動の一環として、例年、管内2区2市1町で開催される地域住民まつりでブースを借り受け、ブロック・支部役員が税に関するパンフレットなどを配布するほか、抽選やゲームにより各種景品を配布しています。

10月26日（日）の「昭和区区民まつり」と「天白区区民まつり」、11月9日（日）の「長久手市商工会まつり」と「東郷町文化産業まつり」は、あいにくの悪天候の中でしたが、多くの方に来場していただき、盛大に開催されました。

また、11月16日（日）の「にっしん市民まつり」は、晴天に恵まれ盛大に開催されました。

法人会のブースは、いずれのまつりにおいても人気があり、税の啓蒙活動を行い、法人会をPRするなど、公益社団法人としての役割を果たしました。

天白区区民まつり

- 日時／10月26日（日）
- 場所／天白公園



東郷町文化産業まつり

- 日時／11月9日（日）
- 場所／東郷町いこまい館周辺



昭和区区民まつり

- 日時／10月26日（日）
- 場所／鶴舞公園



長久手市商工会まつり

- 日時／11月9日（日）
- 場所／愛・地球博記念公園



にっしん市民まつり

- 日時／11月16日（日）
- 場所／日進市役所周辺



書かない ✕ 確定申告 // マイナンバーカードで 自宅からe-Tax

メリット たくさん♪ /

自宅から
申告可能



24時間
利用可能



受信通知から
いつでも内容確認



添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

早期還付
(3週間程度で還付)



※画面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

すでに
約4人中3人が
e-Taxで
申告しています!!

スマホでも
できちゃう♪

✓ 確定申告書等作成コーナー
なら金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成！

✓ マイナポータル連携で
給与、ふるさと納税、医療費等が
自動入力できる！

※ご利用には事前準備が必要です



国税庁 法人番号7000012050002



マイナポータル連携
の詳細はこちラ

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

e-Taxに必要なもの

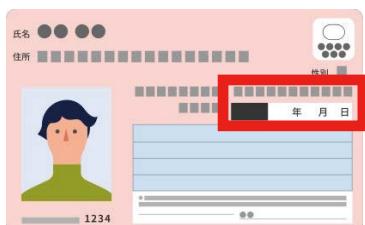


- ✓ マイナンバーカード ※1
- ✓ マイナンバーカード読み取対応のスマホ ※2 (又はICカードリーダライタ)
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)
 - ② 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6~16文字)

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



※1 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。
特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。

> 有効期限や更新手続等の詳細は、
「デジタル庁公式note」をご確認ください。



※2 スマートフォンのマイナンバーカードの利用で認証時も手間いらず！

- マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、
申告書がe-Taxで送信できます！
- 利用者証明用電子証明書の
パスワードはスマホの
生体認証機能を利用できます！
(機種によって異なります)

令和7年分確定申告から、
iPhoneにも対応します！

スマートフォンのマイナンバーカード
の詳細は[こちら](#)



※ご利用には、マイナポータルからスマートフォンのマイナンバーカードの利用申請・登録が必要です。

申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内



▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことを入力するか、
メニューから選択いただくと、
税務職員ふたばが自動で回答



・このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります。
・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

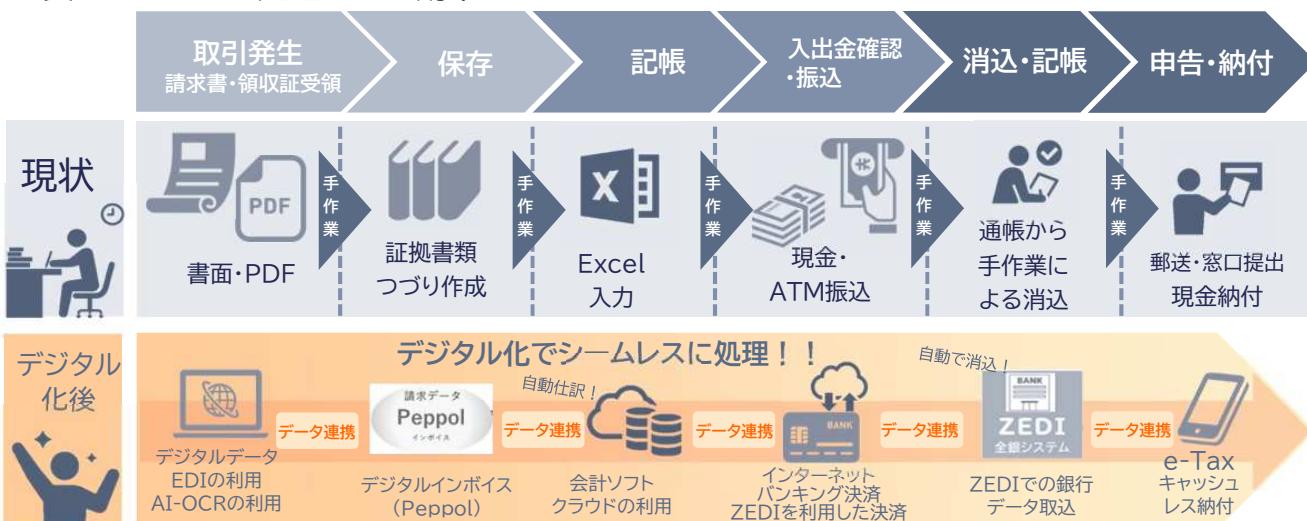
バックオフィス業務の改善を
お考えの事業者の皆さん！

その業務、まだ手作業ですか？

デジタル化で 今こそ効率UP!!

経済取引から会計・税務まで 一貫したデジタル処理 による正確性向上・業務効率化！

一貫したデジタル処理による効果



会計・経理業務のデジタル化に当たっては、まず会計ソフトの導入から始めましょう。

クラウド会計ソフトなら、インターネットバンキングから入出金情報を取り込んだり、請求書等の証ひょうをスマートフォンやスキャナーで読み取って、自動で仕訳まで行うなどデータ連携させることができます。

経済取引から会計・税務までデジタル化することができれば、事業者が日々行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、事業者の生産性の向上や経営の高度化が期待されます。

国税庁事業者のデジタル化促進
HPはこちら ➤



名古屋国税局(令和7年5月)

どこまでデジタル化に
対応していますか？

今すぐ次頁をチェック

どこまでデジタル化に対応していますか？ QRコードを読み込んで導入検討を！

受注・発注業務がデジタル化されていますか？ ➡➡➡➡➡

EDIによる事業者間の情報のやりとり



請求書等の作成業務がデジタル化されていますか？ ➡➡➡➡➡

日々の業務におけるデジタル化のメリット



デジタルインボイスやPeppolをご存知ですか？ ➡➡➡➡➡

Peppol(ペポル)
EIPAデジタルインボイス推進協議会



全銀EDIを活用した支払を行っていますか？ ➡➡➡➡➡

全銀EDI(ZEDI)
(一社)全国銀行協会



電子帳簿保存法に対応した帳簿等の保存を行っていますか？ ➡➡➡➡➡

電子帳簿保存法



年末調整を電子化していますか？ ➡➡➡➡➡

年末調整の電子化



IT導入補助金をご存知ですか？ ➡➡➡➡➡

IT導入補助金2025



税務申告はe-Taxを利用していますか？ ➡➡➡➡➡

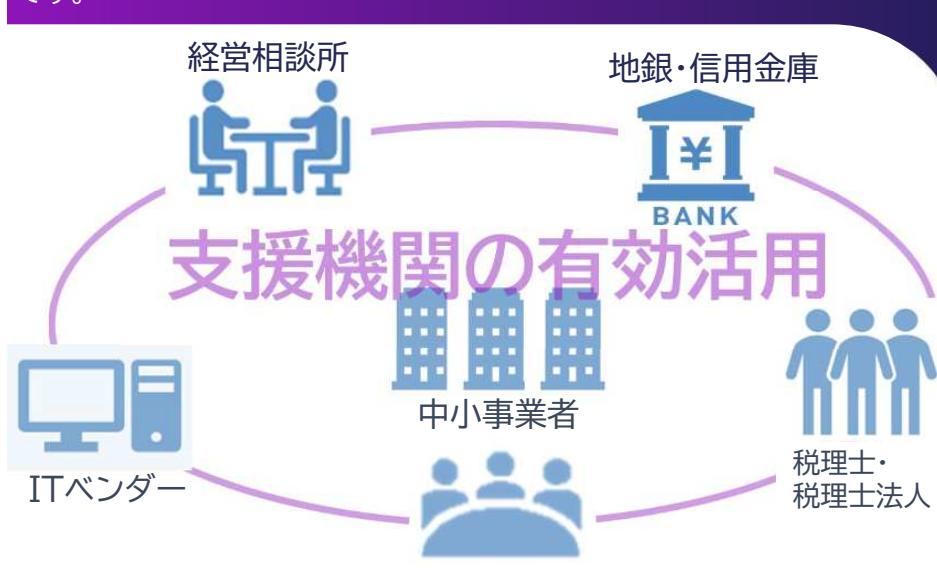
e-Taxホームページ



デジタル化に向け 支援機関の積極的な活用が力ギ！

中小事業者においてデジタル化は、独力では困難なケースが多く、支援機関である商工会・商工会議所、青色申告会、ITベンダー、税理士、経営相談所(よろず支援拠点等)等の専門的知見を活用することが重要です。

中小事業者の成長を中長期的な目線で見守り続ける地域の支援機関を活用し、デジタルツールの導入により効率的な事務処理を行い、デジタル化のメリットを享受するなど成功体験を蓄積し、更にデジタル化を推進ていきましょう。



※ QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

支援機関等の連絡先一覧
はこちら

・商工会・商工会議所
・よろず支援拠点
・IT経営サポートセンター等



国税のお支払は

e-Tax
イーテックス

画面でわかる!

キャッシュレス納付の
かんたん操作ガイド

- STEP1** e-Tax にログインし、申告書等データを作成・送信します。
- STEP2** e-Tax 内の「お知らせ・受信通知」に格納されるメッセージをクリックし、「受信通知（納付区分番号通知）」を表示します。
- STEP3** 「各種手続・サービス」（下図参照）から、利用する納付手段を選択します。

受信通知（納付区分番号通知）

実際の受信通知の画面

ダイレクト納付	
届出をした預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。	
今すぐに納付される方	納付日を指定される方
電子納税	
「ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の際に以下のとおり入力してください。 (控えを取るか、印刷されることをお勧めします。)	
収納機関番号	00200
納付番号	利用者識別番号を入力してください。
確認番号	納税用確認番号を入力してください。
納付区分	7421604315
有効期限	令和06年07月29日
納付金額	10,000円
インターネットバンキングにより電子納税を行う方は、「インターネットバンキング」ボタンを押してください。	
スマホアプリ納付	
スマホアプリ納付を行う方は、「スマホアプリ納付」ボタンを押して、「国税スマートフォン決済専用サイト」で納付手続きを行ってください。 なお、「国税スマートフォン決済専用サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のスマホアプリ納付専用の外部サイトです。	
納付先	麹町税務署
納付金額	10,000円
クレジットカード納付	
クレジットカードにより納付を行う方は「クレジットカード納付」ボタンを押して、「国税クレジットカードお支払サイト」で納付手続を行ってください。 なお、「国税クレジットカードお支払サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のクレジットカード納付専用の外部サイトです。	
納付先	麹町税務署
納付金額	10,000円

各種キャッシュレス納付の操作方法

ダイレクト納付

引き落とし口座や納付日を選択するだけで手続完了です。

⚠️ ダイレクト納付が表示されない方

ダイレクト納付を利用するには、事前に「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要です。

インターネットバンキングによる納付

利用する金融機関を選択し、画面に表示された案内に沿って手続を進めます。

スマホアプリ納付

利用するPay払いを選択し、画面に表示された案内に沿って手続を進めます。

納付手続完了メールが必要な方は、メールアドレスを入力してください。

クレジットカード納付

利用するカード番号等を入力し、画面に表示された案内に沿って手続を進めます。

納付手続完了メールが必要な方は、メールアドレスを入力してください。

キャッシュレス納付の詳細は
国税庁ホームページをチェック!個人の方に
おすすめの
「振替納税」
もこちらから。

国税庁ホームページ

e-Taxを使ったキャッシュレス納付 はじめの一歩を体験しよう！



令和7年3月に「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設しました。

実際の画面（e-Tax）を使って、一連の流れを体験できます。

※体験コーナーから、実際にe-Taxによる送信や納付が行われることはできません。

体験できること

- 徴収高計算書の作成
- ダイレクト納付（自動ダイレクトを含む。）
- インターネットバンキングによる納付

パソコン操作やe-Taxに不安のある方に
特におすすめです!!

簡単を体験！！

「源泉所得税のキャッシュレス
納付体験コーナー」で検索



スマホでもできるよ！

▼▼▼▼▼▼▼▼ 「自動ダイレクト」とは？ ▼▼▼▼▼▼▼▼

申告書等データの送信とあわせて納付データを送信することができる機能。
手続はチェックボックスにを入れるだけですととても簡単。

実際の申告書等データの画面

自動ダイレクト

ここにチェックを入れるだけ



本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは？

災害等により法定納期限が延長されている方は、口座引落日等についてこちらを必ずご確認ください。

私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、
下記の口座からの引落しにより納付します

利用者識別番号	123412341234
引落日	〇年〇月〇日
納付金額	1,000円
引落口座	〇〇銀行△△支店 普通預金 1234567

エルタックス
eLTAX
地方税ポータルシステム



法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・ 地方法人特別税がインターネットで簡単に 申告・納税・申請届出できます。

日頃は、県税の申告、納税につきまして格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の電子申告、電子納税及び電子申請・届出は、地方税ポータルシステム (eLTAX: エルタックス) を利用して行うことができます。eLTAXとは、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

これまで複数の都道府県や市区町村に申告等の手続きを行う場合は、作成した申告書等をそれぞれの受付窓口へ提出する必要がありましたが、eLTAXでは、利用者が作成した申告等の電子データ(以下「申告データ等」といいます。)を、インターネットで送信するだけです。

申告データ等の受付結果は、メッセージボックスから全ての受付結果を確認することができます。

無料のeLTAX対応ソフトウェア (PCdesk) もeLTAXホームページから提供しています。PCdeskでは、住所、氏名などの項目の自動入力や税額の自動計算などさまざまな作成支援機能があります。また、紙の申告書と同じイメージで作成できるようになっています。

税理士や税理士法人などの方が、関与先納税者の代理申告を行うこともできます。

電子申請・届出

1 次の申請・届出がご利用になります。

- ・法人設立／設置届出書
- ・異動届
- ・申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書
- ・申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書

2 利用者情報を入力し、申請データを作成します。

なお、ご自身で電子申請・届出のみのご利用の場合、利用者IDを取得していなくてもご利用になれます。

3 電子証明書を使用し、電子署名を添付して申請データを送信します。

なお、税理士に電子申告の作成・送信を依頼している場合は、利用者IDを取得している場合に限り、納税者の電子署名は不要です。

電子申告

- 1 eLTAXホームページで利用届出を行い、利用者IDを取得します。
- 2 PCdesk(無料)又はeLTAX対応ソフトウェアを入手したうえで、申告データを作成します。
- 3 電子証明書を使用し、電子署名を添付して申告データを送信します。

電子納税

地方税共通納税システムにより、全ての地方団体に電子納税ができます。

ATMやインターネットバンキング等による支払いに加え、「ダイレクト方式」、「クレジットカード」もご利用いただけます。ただし、ダイレクト方式、インターネットバンキング、クレジットカードによる納付では、領収証書が発行されず、画面上のみでの確認となります。領収証書が必要な方は、従来どおり、窓口に納付書を持参して納付を行ってください。

(ダイレクト方式とは、納税者が事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納税する方式です。)

なお、クレジットカードの利用においては、納付額に応じて「F-REGI 公金支払い」サイトのシステム利用料がかかります。

電子申告した申告データをもとに、納付手続きを行う事ができます。提出済みの申告データを選択することで、その申告内容に応じた税金を納付することができます。(申告時のID、パスワードが必要です。)

【電子納税の手続き】

- ① あらかじめ、電子納税しようとする税目について、eLTAXで電子申告をします。書面により申告をした場合には、電子納税は行えません。なお、みなし・見込納付、更正・決定分の納付の場合は、電子申告に基づかない納付が可能です。
- ② eLTAX電子納税の際に必要な納付情報(※)の発行依頼を行います。
※「納付情報」… 収納機関番号・納付番号・確認番号・納付区分
- ③ 発行された納付情報をもとに納付を行います。

eLTAXの詳細につきましては、eLTAXのホームページをご覧ください。

eLTAXの操作上の問合せ

eLTAXヘルプデスク 電話 0570-081459 (全国一律市内通話料金)

※ 携帯電話等のご契約している無料通話をご利用の場合 03-6745-0720
受付時間 9時00分から17時00分まで (土日祝日、年末年始を除く。)



問い合わせ先 愛知県名古屋南部県税事務所 課税第一課
〒456-8558 名古屋市熱田区森後町8-22 ☎052-682-8923

個人市民税・県民税 納付報告書の提出

●個人別明細書と総括表の提出について

1 提出期限

なるべく令和8年1月20日(火)までに提出をお願いします。(提出期限は令和8年2月2日(月)です。)

2 個人別明細書の提出対象

令和7年中に給与等の支払を受けた方で、

- (1) 令和8年1月1日に給与等の支払を受けている方
- (2) 令和7年中に退職した方(注)

(注)個人別明細書の提出義務があるのは、令和7年中の支払金額が30万円を超える方ですが、支払金額が30万円以下の方についても、提出のご協力をお願いします。

3 提出先

令和8年1月1日(退職者については退職時)に名古屋市内に住所がある方の個人別明細書に総括表を添えて、名古屋市個人市民税特別徴収センターに提出してください。

提出の際には、年末調整関係の資料に同封の返信封筒をご利用いただきますようご協力をお願いします。

●提出は電子申告が便利です

給与支払報告書は、地方税ポータルシステム「eLTAX」(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)を利用して電子申告することができます。

自宅やオフィスのパソコンなどから複数の市町村へ一括して申告することができ、とても便利です。ぜひご利用ください。

●よくあるご質問について

『給与支払報告書の作成と提出についてよくあるご質問』を名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)に掲載していますので、給与支払報告書をご提出いただく際の参考としてください。

名古屋市は個人市民税の特別徴収を推進しております。事業者の皆様にも、ご理解・ご協力を
お願いいたします。

【問い合わせ先】

〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号(丸の内会館)
名古屋市個人市民税特別徴収センター 電話(052)957-6930

償却資産(固定資産税)申告書の提出

1 儻却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産(構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品など)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定により所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

2 申告

毎年1月1日現在に償却資産を所有されている方が納稅義務者になりますので、資産の所在する区ごとに申告書を作成していただき、資産の所在する区を担当する市税事務所へ申告していただきます。

提出期限は令和8年2月2日(月)です。提出期限間近になりますと、窓口が混雑いたしますので、なるべく令和8年1月20日(火)までの提出にご協力ください。

3 提出先

名古屋市では、市税に関する事務を栄市税事務所、本陣市税事務所、金山市税事務所で行っています。これに伴い、償却資産申告書の提出先、お問い合わせ先が、資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課 儻却資産担当となっています。下記の該当する市税事務所固定資産税課償却資産担当へご提出ください。なお、窓口が混雑することが予想されますので、郵送による申告書の提出にご協力をお願いします。

資産の所在する区	担当する事務所	所在地	連絡先
昭和区 瑞穂区 天白区 南 区	金山市税事務所 固定資産税課 償却資産担当	〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)	TEL(052) 324-9809 FAX(052) 324-9826
千種区 北 区 守山区	栄市税事務所 固定資産税課 償却資産担当	〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	TEL(052) 959-3309 FAX(052) 959-3319
西 区 中川区 中村区 港 区	本陣市税事務所 固定資産税課 償却資産担当	〒453-8626 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階)	TEL(052) 433-4028 FAX(052) 433-4066

令和8年4月1日から、償却資産課税事務は金山市税事務所に集約します。

令和8年4月1日以降のお問い合わせや申告書の提出先などは、金山市税事務所へお願いします。
連絡先等については、決まり次第名古屋市公式ウェブサイトの償却資産ページでご案内します。

日進市・長久手市・東郷町に所在の会社の方へ

個人市(町)民税・県民税に係る「個人別明細書」と「総括表」及び「償却資産(固定資産税)申告書」の提出要件は、前記の名古屋市の場合と同じです。

それぞれ会社が所在する市町の税務課宛にご提出ください。

会社の所在地	提出先・問合せ先	所在地	代表連絡先
日 進 市	日進市役所税務課 (市民税係・資産税家屋係)	〒470-0192 日進市蟹甲町池下268	TEL(0561) 73-7111
長 久 手 市	長久手市役所税務課 (市民税係・資産税係)	〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1	TEL(0561) 63-1111
東 郷 町	東郷町役場税務課 (市民税係・資産税家屋係)	〒470-0198 愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地	TEL(0561) 38-3111

あけましておめでとうございます。

新年誌上名刺交換

(社名五十音順)

株式会社 ウツノ

代表取締役 宇津野真一

建設ゴム株式会社

代表取締役 稲木三四郎

株式会社 飯島産業

代表取締役社長 飯島大輔

代表取締役 川本幸政

有限会社 川本綠化

アサイコー・ポレーシヨン株式会社

代表取締役 浅井啓介

亀井リフラン株式会社

代表取締役 亀井直人

曙螺子工業株式会社

代表取締役社長 笠原照基

鏡不動産販売株式会社

代表取締役 神本義浩

株式会社 アイビー

アイチオート用品株式会社

代表取締役 相羽康人

株式会社 大久保工務店

代表取締役 大久保友嗣

相羽ばね工業株式会社

代表取締役 相羽克俊

江場酸素工業株式会社

代表取締役社長 江場友美

2026

株式会社 中部日榮

代表取締役 鈴木 宏

株式会社 菱源置店

代表取締役 菱田 豊

竹田印刷株式会社

代表取締役社長 細野浩之

バイロットインキ株式会社

代表取締役社長 木村 勉

株式会社 タイコ一

代表取締役 赤羽廣一

代表取締役社長 小島直之

日本パッキング株式会社

株式会社 大栄商会

代表取締役 川村昌利

日本ガイシ株式会社

代表取締役社長 小林 茂

株式会社 シンリツ

代表取締役 磯貝信一

株式会社 東郷製作所

取締役社長 相羽繁生

株式会社 桜デザイン

代表取締役 斎藤 努

千代田合成株式会社

取締役会長 伊勢村昌吾

代表取締役社長 伊勢村雄吾

あけましておめでとうございます・

水金工事株式会社

代表取締役 水谷 隆夫

株式会社 山本工務店

代表取締役 山本悦司

丸美産業株式会社

代表取締役社長 嶺木一志

株式会社 山金ポンプ製作所

代表取締役 米本卓弘

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村重好

山勝株式会社

代表取締役社長 森昭勝

ブランザーエ工業株式会社

代表取締役社長 池田 和史

名機ゴム株式会社

代表取締役 山岡英佑

フジパングループ本社株式会社

代表取締役社長 安田智彦

有限会社村上不動産

代表取締役 村上尚彦

富士パックス販売株式会社

代表取締役社長 森 功

ミズシヨー株式会社

代表取締役 橋本衛

2026

愛知県中小企業共済協同組合

理事長 原 敏城

アフラック 愛知総合支社

支社長 長野未來

AIG 損害保険株式会社
東海・北陸地域事業本部

本部長 福島法郎

大同生命保険株式会社
名古屋南支社

支社長 望月昭宏
第二営業課長 石原史隆

ワイクリード株式会社

代表取締役社長 吉田英晃

アフラック代理店
株式会社ライフスマイル西本

代表取締役会長 西本一子
代表取締役社長 西本賢太郎

公益社団法人昭和法人会

会長 神藤英明
事務局一同



インターネットセミナーのご案内 会員無料

昭和法人会では、インターネットを使ったセミナーの配信サービスを行っております。

各種講演会やホットな経営情報の入手、管理職の教育、朝礼でのヒント集など、豊富なコンテンツを無料で視聴することができます。毎月、新しいセミナーが続々と更新されますので是非ご利用ください。

会員限定ID・パスワード

ID	hj1813
パスワード	9677

500本以上から見放題!

視聴方法

▶ 昭和法人会ホームページ



法人会のホームページより、インターネット・セミナーのバナーをクリックします。

【ログイン手順】

- ①赤いボタン「ログインははこちら」をクリック
- ②IDとパスワードを入力しログイン⇒再びインターネット・セミナーTOP画面へ
- ③視聴したいセミナーを選択
- ④「動画を見る」ボタンをクリック
- ⑤セミナー視聴画面へ

▶ インターネット・セミナーTOP画面



▶ IDとパスワードを入力

ID	<input type="text" value="hj1813"/>
パスワード	<input type="password" value="9677"/>



▶ セミナー詳細画面



④



⑤

電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続が
インターネットで行えます。



納税には ダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、
届出をした預貯金口座から、簡単な操作で
即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

～確定申告はご自宅から マイナンバーカードでe-Tax～

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。
作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取対応スマートフォン(又は、ICカードリーダライタ)を準備すれば、スマートフォン(又は、自宅のパソコン)からe-Taxで提出できます。
さらに、マイナポータルと連携することで、給与情報や控除証明書等のデータが自動入力でき、申告書の作成がさらに便利になります。



作成コーナーはこちら

マイナポータル連携の詳細はこちら



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピード一

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求めることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス 検索



法人会会員の皆様

法人会アンケート調査システム

新規登録 にご協力ください！

法人会アンケート調査システムは、法人会会員の意見を集約するメールを活用したシステムです。

(令和4年3月末現在、登録数9,511名)

景況感や法人会活動についての意見等を調査し、今後の法人会事業の参考としています。また、調査結果は全法連HPで公開するとともに、マスコミにも提供しパブリシティーの向上に役立てています。

登録がまだお済みでない方は、この機会にぜひご登録ください！



アンケート調査システムの活用状況は？

景況感をはじめ法人会活動に対する意見収集など、2～3か月に1回のペースで調査をしています。

最近は、多くの企業の意見を容易に収集できる有効なシステムとして、行政等の外部機関がこのシステムに注目するようになりました。外部機関や各地の法人会とタイアップした調査も実施しています。

どうして新規登録を増やす必要があるの？

アンケート結果の信頼性をさらに高められれば、マスコミに取り上げられる可能性も高まり、法人会の認知度向上に大いに役立つものと考えられます。そのため新規登録を増やすとともに回答数のアップをめざしています。また、登録数が増えれば県連や単位会で独自にアンケートを実施することも可能です。

外部機関や各地の法人会とタイアップして実施した主な調査



- 年末調整手続電子化に関するアンケート（国税庁・令和2年11月）
- 年末調整の方法等についてのアンケート（国税庁・令和4年1月）
- コロナ禍における企業経営への影響調査アンケート（東京法人会連合会・令和3年12月）
- 電子帳簿保存法に係るアンケート調査（埼玉県法人会連合会・令和4年1月）

法人会とは？ 私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。

41都道県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、税知識の普及、納税意識の高揚など、一貫して「税」を中心とした活動を展開し、国と地域の発展に貢献してまいりました。

登録方法で不明な点は

昭和法人会事務局へ

TEL. 882-9677

昭和法人会 当面の行事予定

令和8年 1月～6月

1月22日(木)	総務・財務合同委員会	
12:00～		事務局
1月23日(金)	女性部会1月例会 税務研修会	
11:00～		ガス燈
1月27日(火)	名古屋市内9法人会合同講演会(熱田主管)	
13:30～	Niterra日本特殊陶業市民会館フォレストホール	
1月27日(火)	【県連】第46回理事会 理事・委員合同賀詞交歓会	
16:00～	名古屋マリオットアソシアホテル	
1月28日(水)	青年部会 拡大推進教養講座	
17:00～	THE CONDER HOUSE	
1月30日(金)	【県連】専務理事等会議	
14:00～	AMMNATビル	
2月6日(金)	愛知ブロック経営講演会(東郷支部主管)	
15:00～	東郷町商工会館	
2月13日(金)	理事(監事)会	
15:45～	メリパルク名古屋	
2月16日(月)	【全法連】税制セミナー	
13:00～	ハイアットリージェンシー東京	
2月下旬	税連協確定申告街宣車広報活動	
終日	管内一円	
2月21日(土)	第14回支部合同狂言鑑賞会	
13:30～	名古屋能楽堂	
2月25日(水)	【県連】大規模法人経営者国税局長講演会	
13:30～	名古屋マリオットアソシアホテル	
2月27日(金)	決算期別説明会(1～3月決算法人)	
14:00～	中小企業振興会館	
3月6日(金)	【東海法連】第80回東海法人会連合会大会	
13:30～	ホテルグランピルズ静岡	

3月13日(金)	【県連】専務理事等会議	
14:00～		AMMNATビル
3月25日(水)	税制委員会	
12:00～		事務局
4月10日(金)	財務委員会	
12:00～		事務局
4月13日(月)	【県連】女連協第41回定期総会	
11:00～	名古屋東急ホテル	
4月15日(水)	会計監査	
11:00～		事務局
4月16日(木)	【全法連】全国女性フォーラム埼玉大会	
終日	ソニックスシティ・パレスホテル大宮	
4月16日(木)	【県連】青連協第42回定期総会	
16:00～	名古屋東急ホテル	
4月17日(金)	理事(監事)会	
14:30～	メリパルク名古屋	
4月24日(金)	租税教室講師養成研修	
9:30～	税務署西館一階	
4月24日(金)	【県連】第47回理事会	
12:00～	名古屋クラウンホテル	
4月下旬	女性部会第5回通常総会	
13:30～	メリパルク名古屋	
4月下旬	青年部会第5回通常総会	
17:00～	メリパルク名古屋	
6月上旬	昭和法人会第5回通常総会	
14:00～	メリパルク名古屋	
6月18日(木)	【県連】第14回通常総会	
15:30～	名古屋観光ホテル	

編集後記

あけましておめでとうございます。

二〇二六年の干支は、丙午(ひのえうま)で、十干(じっかん)の「丙」と十二支(じゅうにし)の「午」が組み合わさった干支の一つで、六〇年周期の十干十二支の中で四十三番目に位置しています。

十干の中で三番目に当たる「丙」は、陽の火をつかさどる文字で、太陽のような明るさ、情熱、決断力を象徴し、生命の力強い成長段階を表します。また、物事を外に大きく広げていく性質があり、リーダーシップやエネルギーを意味する重要な干です。

また、「午」は十二支の七番目で、動物の馬に当たはれ、古代では「馬」が生活の要であり、健康や豊作、発展の象徴でもあります。また、「午」の字は、餅をつく道具の動きに由来し、交差や転換を意味しており、「午前・午後」のように、時間の区切りにも使われています。

この二つの組み合わせである丙午には、「情熱的で強い意志を持ちながらも、激しさや変化を伴う」といった意味合いを持つ年とされています。

最近の半年では、二〇一四年の消費税率8%への引き上げ、二〇〇一年の日韓ワールドカップでの初のベスト16進出、一九九〇年のバブル経済の絶頂期における株価・地価の異常な高騰など、午年は、馬が駆け抜けるように、変化と躍動、急速な進展が起こりやすいといえるかもしれません。

丙午の年頭に当たりまして、情熱と行動力で理想を形にし、二〇二六年が皆様にとって太陽のように明るく、自由に駆け抜ける一年となりますようお祈り申し上げます。本年もよろしくお願い申し上げます。



● 広報委員長 ・ 委員 ・ 副委員長 ・ 横井定(株) ・ 横井定(株) ・ 横井直己 ・ 上村美恵	● ワイクリード(株) ・ ブラザーフィルム ・ 日本パーソン機器(株) ・ 後藤秀臣 ・ 神谷陽志 ・ 吉田英晃
---	--

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご契約いただけます。

がん保険の枠を超えて、一人ひとりに最適な安心を

保障と相談サポートで一人ひとりに最適ながん保険

幅広い
保障

アフラックの
よりそがん相談
サポート^(*)1)

がん治療だけでなく、がんの検診後の
精密検査^(*)2)、診断前の通院、
治療から治療後の生活サポートまで、
幅広くがんに対する備えを提供します。

専門知識を持った
よりそがん相談センターが
あなたの不安や悩みを傾聴し、
適切にサポートします。

(*)1) アフラックのよりそがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。よりそがん相談サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2025年3月17日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ(<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>)をご確認ください。

(*)2) 所定の支払事由に該当した場合

保障と相談サポートで

あなたによりそ
がん保険
ミライト



「生きる」を創る。

Aflac アフラック

愛知総合支社 〒451-0046 名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー29F

法人会用フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1

各社の統合報告書などに基づくアフラック調べ(2024年3月時点)

法人会がん保険制度

公益財團法人
全国法人会総連合

P24246 AFアツ課-2024-0543-2506022 12月26日

がんばる企業のベストパートナー

愛知県中小企業共済

生命傷害共済

2口まで
ご加入
いただけます!



手頃な掛金とバランスの良い補償

- がん総合共済
- がん医療共済
- 傷害共済
- 経営者医療共済
- 従業員医療共済
- 従業員弔慰金共済
- 弔慰金共済



中小企業共済

愛知県中小企業共済協同組合

「中小企業共済」は営利を目的としない愛知県知事が認可する事業協同組合です。

0120-00-9967

フリーコール <受付時間>平日9:00~17:00

資料請求はこちら▶<https://www.ack-kyosai.or.jp>

本部 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)16階

愛知県中小企業共済

こちらから
ご覧頂けます





色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

法人会の経営者大型総合保険制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン + 一時金型
総合型V + Mタイプ

Premium

(大同生命の
無配当入院一時金保険)

(大同生命の定期保険 +
AIG損保のベーシック傷害保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V :

大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ :

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

 大同生命保険株式会社

名古屋南支社 /

名古屋市中区金山1-13-13(金山プレイス7F)
TEL 052-331-3360

 AIG損害保険株式会社

名古屋支店 /

名古屋市中区栄5-27-12(AIG名古屋ビル)
TEL 052-857-1400

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、
将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入
後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部
分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものでは
ありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご
検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意
喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、
ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお
問い合わせください。

F-2023-0011(2023年5月19日) 23-073014 2023-05



公益社団法人 昭和法人会
<https://www.showahoujin-kai.jp/>



公益財団法人 全国法人会総連合
<http://www.zenkokuhojin-kai.or.jp/>
一般社団法人 愛知県法人会連合会
<http://hojin-kai.zenkokuhojin-kai.or.jp/aichiken/>

法人会
消費税期限内納付
推進運動